持田製薬株式会社

第79回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年６月29日（木曜日）
午前10時 開会
（当日は、午前９時より受付を開始いたします。）

開催場所

東京都千代田区麹町五丁目１番地
弘済会館　４階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第79回定時株主総会招集ご通知 …… 1
（提供書面）
事業報告 …… 5
連結計算書類 …… ４２
計算書類 …… ４５
監査報告書 …… ４８
（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金の処分の件 …… ５２
第２号議案　取締役11名選任の件 …… ５３
第３号議案　監査役２名選任の件 …… ５９
株主総会会場ご案内図

持田製薬株式会社

証券コード：4534

（証券コード4534）
平成29年６月７日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目７番地
持 田 製 薬 株 式 会 社
代表取締役社長 持 田 直 幸

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後5時40分（営業時間終了時）までに到着するようご送付いただくか、同期限までに当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）より議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。詳細は、３～４ページに記載の［議決権の行使等についてのご案内］をご覧ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区麹町五丁目１番地　弘済会館　４階
３．会議の目的事項
報告事項
１．第79期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
２．会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mochida.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類ならびに監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書面のほか、上記に掲げる事項を含みます。

◎　株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類または計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

［議決権の行使等についてのご案内］

1．議決権の行使期限について
冒頭にも記載しましたように、株主総会にご出席願えない場合の議決権行使書の到着期限および当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）による議決権行使の期限は、平成29年６月28日（水曜日）午後5時40分（営業時間終了時）とさせていただきます。
2．賛否の表示のない場合の取り扱いについて
議決権行使書による議決権行使において議案に賛否の表示のない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
3．議決権行使書による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱いについて
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

［インターネットによる議決権行使について］
1．議決権行使書およびインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
2．インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
3．インターネットによる議決権行使のご案内
インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。
当日ご出席の場合は、議決権行使書またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

（１）議決権行使サイトについて
①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、ＥＺｗｅｂ、Ｙａｈｏｏ!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）
※「ｉモード」は(株)ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
④インターネットによる議決権行使は、平成29年６月28日（水曜日）午後5時40分（営業時間終了時）まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

（２）インターネットによる議決権行使方法について
①議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

（３）議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（**ヘルプデスク**）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

◎ **機関投資家の皆様へ**
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度の国内経済は、景気の緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不安定さの影響が懸念されるなど、依然として先行きが不透明な状況で推移しました。医薬品業界では、社会保障費財源確保の問題を背景とする薬剤費抑制政策が継続的に推し進められ、また企業間競争も加速しており、引き続き厳しい事業環境にあります。

このような状況下、当社グループ（当社および連結子会社、以下同じ）は、グループ経営体制の整備、人員の適正化、全社的な生産性の向上への取り組みなど、経営全般にわたる業務改革を継続的に推進してまいりました。

医薬品関連事業では、重点領域の循環器、産婦人科、皮膚科、救急、および精神科にリソースを集中し、スペシャリティファーマを目指して、主力製品を中心とした学術情報提供活動を積極的に展開いたしました。

また、ヘルスケア事業は、敏感肌のための基礎化粧品のエキスパートとして事業活動を行い、マーケティングの強化に努め市場開拓を図ってまいりました。

当連結会計年度の売上高につきましては、医薬品関連事業が薬剤費抑制政策の影響を受けるなかで全般的には順調に推移したこと、およびヘルスケア事業も堅調であったことから973億４千９百万円となり、前期比5.5％の増収となりました。

これを事業別に見ますと、医薬品関連事業は高脂血症・閉塞性動脈硬化症治療剤「エパデール」および持続性Ca拮抗降圧剤「アテレック」等が後発品使用促進策および薬価改定の影響等により前期売上高を下回りましたが、抗うつ剤「レクサプロ」、子宮内膜症治療剤「ディナゲスト」、慢性疼痛・抜歯後疼痛治療剤「トラムセット」、およびバイオ後続品を含む後発品が前期売上高を上回りました。その結果、医薬品関連事業の売上高は928億６千９百万円、前期比5.5％の増収となりました。

なお、潰瘍性大腸炎治療剤「リアルダ」の販売を平成28年11月から開始しました。また、ヤンセンファーマ株式会社と共同販売を行っている「トラムセット」は、平成29年１月より同剤の流通を当社に一本化しました。

ヘルスケア事業は、市場成長が鈍化傾向にあり、また競争も激化しているなかで、抗真菌剤配合シャンプー・リンス等の抗菌ケア製品「コラージュフルフルシリーズ」が堅調に推移し、売上高は44億８千万円、前期比5.9%の増収となりました。

次に当連結会計年度の利益面につきましては、医薬品関連事業の売上高増に伴い売上総利益が増加しましたが、研究開発費の増加を主な要因として販売費及び一般管理費が前期に比べ増加したことにより、営業利益は113億７千４百万円で前期比6.4%の減益、経常利益は116億４千８百万円で前期比6.0%の減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は税制改正等の影響により、85億２千６百万円で前期比4.6%の増益となりました。

研究開発の状況につきましては、研究面では、オープンイノベーションの推進を通じた早期開発候補品の導入等により開発パイプラインの充実を図るべく創薬研究の体制を整備し、平成29年１月に総合研究所を新設しました。また、統合失調症治療薬、疼痛治療薬（TRPV1拮抗薬）の導出活動にも積極的に取り組んでおります。

臨床開発面では、関節リウマチ治療剤エタネルセプトのバイオ後続品「LBEC0101」は製造販売承認申請を行いました。また、慢性便秘症治療剤「AJG533」はEAファーマ株式会社が製造販売承認申請を行いました。関節リウマチ治療剤アダリムマブのバイオ後続品「LBAL」、骨粗鬆症治療剤テリパラチドのバイオ後続品「RGB-10」および平成29年３月に株式会社富士薬品と契約を締結した痛風・高尿酸血症治療剤「FYU-981」は、それぞれ臨床第Ⅲ相試験を実施中です。「ディナゲスト」の効能追加に関しては、平成28年12月に子宮腺筋症の承認を取得し、月経困難症については臨床第Ⅲ相試験を実施中です。平成29年３月に米国ユナイテッド・セラピューティクス社と契約を締結した肺動脈性肺高血圧症治療剤「MD-711」（トレプロスチニル吸入剤）は臨床試験を準備中です。関節軟骨損傷治療材「dMD-001」は探索的臨床試験（パイロット試験）を実施中です。

当連結会計年度の研究開発費は、152億２千６百万円であります。

⑵ 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。なお、安定した資金調達手段の確保と支払利息の削減を図るため、主要取引銀行３行と合計100億円の特定融資枠契約（コミットメント・ライン契約）を締結しております。

② 設備投資

当連結会計年度の設備投資額は10億６千万円で、その内容は主として医薬品の生産設備の増強・更新ならびに研究設備の拡充のための投資であります。その所要資金は全て自己資金で賄っております。

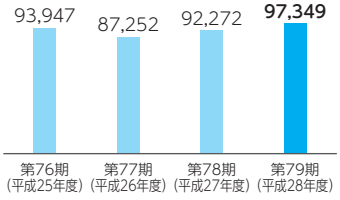
⑶ 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

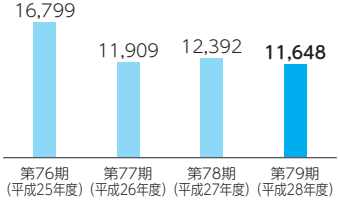
区　　分	第 76 期 平成25年度	第 77 期 平成26年度	第 78 期 平成27年度	第 79 期 平成28年度 (当連結会計年度)
売　　上　　高	93,947百万円	87,252百万円	92,272百万円	97,349百万円
経　常　利　益	16,799百万円	11,909百万円	12,392百万円	11,648百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,892百万円	7,544百万円	8,150百万円	8,526百万円
１株当たり当期純利益	488.66円	377.27円	410.46円	429.46円
総　　資　　産	130,669百万円	127,557百万円	137,713百万円	148,372百万円
純　　資　　産	93,688百万円	98,670百万円	104,929百万円	111,869百万円

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
２．平成25年10月１日付で５株につき１株の割合で株式併合を行いましたが、第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

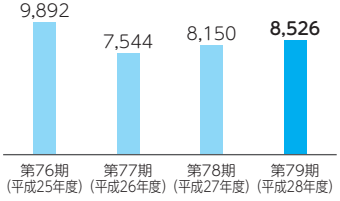
売上高（単位：百万円）



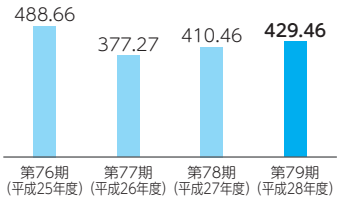
経常利益（単位：百万円）



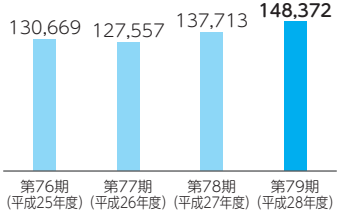
親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）



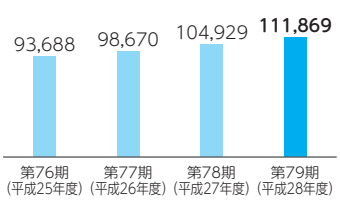
1株当たり当期純利益（単位：円）



総資産（単位：百万円）



純資産（単位：百万円）

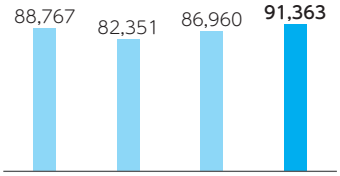


② 当社の財産および損益の状況

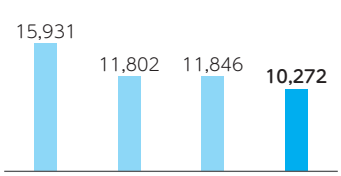
区　　分	第 76 期 平成25年度	第 77 期 平成26年度	第 78 期 平成27年度	第 79 期 平成28年度 (当期)
売　　上　　高	88,767百万円	82,351百万円	86,960百万円	91,363百万円
経　常　利　益	15,931百万円	11,802百万円	11,846百万円	10,272百万円
当　期　純　利　益	9,455百万円	7,818百万円	7,723百万円	8,865百万円
１株当たり当期純利益	467.06円	390.99円	388.96円	446.54円
総　　資　　産	122,991百万円	121,063百万円	128,411百万円	139,532百万円
純　　資　　産	92,666百万円	97,876百万円	103,963百万円	110,426百万円

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
２．平成25年10月１日付で５株につき１株の割合で株式併合を行いましたが、第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

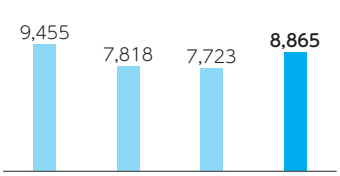
売上高（単位：百万円）



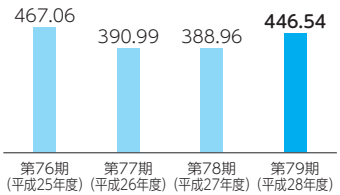
経常利益（単位：百万円）



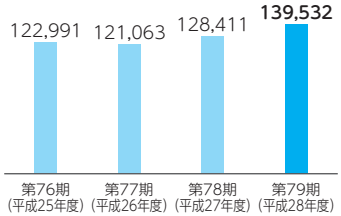
当期純利益（単位：百万円）



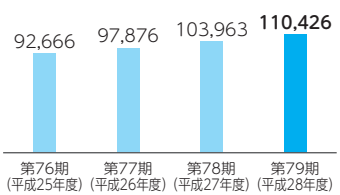
1株当たり当期純利益（単位：円）



総資産（単位：百万円）



純資産（単位：百万円）



⑷ 対処すべき課題

当社グループは、より厳しい環境変化に対応し、持続的に成長し続けるために、利益重視と将来への投資の継続の基本方針のもと、企業体制の整備によってさらなる生産性の向上を目指すとともに、社外資源とも積極的な連携を図ります。

対処すべき課題としては、引き続き「競争力のある事業、領域の確立」「パートナーシップの重視」「リソースの徹底した見直し」を掲げております。

①競争力のある事業、領域の確立

それぞれの事業、領域で「持田製薬でなければできない」と評価され、お客様から選ばれるように、得意分野をさらに強くし、「オンリーワン」を目指す戦略を推進してまいります。

②パートナーシップの重視

外部とのパートナーシップを重視し、社内と社外の資源を結び付け、強い分野はより強く、弱い分野は補完しあう戦略を実行してまいります。

③リソースの徹底した見直し

全てのビジネスユニットに関して、資源とその配分を見直し、ビジネスユニットの完全な自立と部門間連携により、全社の生産性向上を目指した構造改革を推進してまいります。また中核とすべき企業能力の伸長に資源を集中し、無駄のない筋肉質の経営を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申しあげます。

⑸ 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事業区分	主要品目
医薬品関連	医療用医薬品、一般用医薬品等
ヘルスケア	医薬部外品、化粧品

⑹ 主要拠点等および使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 主要な営業所、工場および研究所

（当社）

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都	名古屋支店	愛知県
東京支店	東京都	京都支店	京都府
東京第二支店	東京都	広島支店	広島県
大阪支店	大阪府	福岡支店	福岡県
札幌支店	北海道	総合研究所	静岡県
仙台支店	宮城県	製剤研究所	静岡県
首都圏支店	神奈川県		

（注）１．平成28年4月1日付にて横浜支店と埼玉千葉支店を統合し首都圏支店としております。
２．平成29年1月1日付にて創薬研究所と開発研究所を統合し総合研究所としております。

（子会社）

会社名	名称	所在地
持田製薬工場株式会社	本社工場	栃木県
持田ヘルスケア株式会社	本社	東京都
株式会社テクノネット	本社	東京都
株式会社テクノファイン	本社	静岡県
持田製薬販売株式会社	本社	東京都

（注）株式会社持田インターナショナルは、平成28年3月31日をもって解散し、平成28年12月29日に清算結了しております。

② 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,713名	△13名	42.3歳	16.7年

（注）使用人数は出向者を除き、被出向者を加えております。

⑺ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
持田製薬工場株式会社	500百万円	100%	医薬品製造
持田ヘルスケア株式会社	100百万円	100%	ヘルスケア製品の製造販売
株式会社テクノネット	82百万円	100%	ヘルスケア製品の製造役務の提供、不動産の仲介および建造物・構築物の管理業務、人事・経理・購買等に関する事務処理の代行等ならびに損害保険代理業
株式会社テクノファイン	10百万円	（100%）	医薬品製造
持田製薬販売株式会社	10百万円	100%	医薬品販売

（注）1．当社の出資比率欄の（　）内は、間接出資比率を表示しております。
2．株式会社持田インターナショナルは、平成28年3月31日をもって解散し、平成28年12月29日に清算結了しております。

⑻ 主要な借入先および借入額（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

2．株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 60,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 20,515,000株（うち自己株式661,447株）

⑶ **株主数** 6,918名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人持田記念医学薬学振興財団	2,744千株	13.82%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	893千株	4.50%
公益財団法人高松宮妃癌研究基金	841千株	4.24%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	807千株	4.06%
日本水産株式会社	600千株	3.02%
持田　直幸	597千株	3.01%
持田　和枝	560千株	2.82%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	516千株	2.60%
持田　豊	450千株	2.27%
持田　健志	448千株	2.26%

（注）１．上記のほか、当社所有の自己株式が661千株あります。
２．持株比率は自己株式（661,447株）を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	持田　直幸	公益財団法人持田記念医学薬学振興財団理事長
代表取締役専務取締役 専務執行役員	坂田　中	企画管理、監査、企業倫理管掌
取締役専務執行役員	匂坂　圭一	医薬営業担当
取締役常務執行役員	河野　洋一	持田製薬工場、持田ヘルスケア、テクノネット、 テクノファイン担当
取締役常務執行役員	唐澤　啓	研究、医薬開発担当兼研究本部長
取締役常務執行役員	榊　潤一	事業開発担当
取締役執行役員	中村　浩	信頼性保証担当兼信頼性保証本部長
取締役執行役員	水口　清	医薬開発本部長
取締役相談役	青木　誠	
取締役	釘澤知雄	弁護士 オー・ジー株式会社社外監査役
取締役	十川廣國	
常勤監査役	小川　洋	
常勤監査役	稲垣　隆	
監査役	渡辺　宏	
監査役	小林哲也	弁護士 ソースネクスト株式会社社外監査役
監査役	和貝享介	公認会計士

（注）１．取締役釘澤知雄および十川廣國は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役のうち、渡辺　宏、小林哲也および和貝享介は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．取締役釘澤知雄、十川廣國、監査役渡辺　宏、小林哲也および和貝享介を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

5．取締役執行役員平田　彰および監査役石川清隆は、平成28年６月29日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任いたしました。
6．監査役和貝享介は、平成28年６月29日開催の第78回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
7．常勤監査役稲垣　隆は、長年にわたり当社経理部で経理業務の経験を重ねており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8．監査役和貝享介は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9．平成29年４月１日付にて、次のとおり変更がありました。
　取締役常務執行役員　　唐澤　啓　　研究、医薬開発担当
10．当事業年度中の取締役の地位・担当等の変更は、以下のとおりであります。

氏　　名	変　　更　　後	変　　更　　前	変更年月日
河　野　洋　一	持田製薬工場、持田ヘルスケア、テクノネット、テクノファイン担当	持田製薬工場、持田ヘルスケア、持田インターナショナル、テクノネット、テクノファイン担当	平成28年４月１日
坂　田　　中	代表取締役専務取締役 専務執行役員 企画管理、監査、企業倫理管掌	取締役常務執行役員 企画管理担当	平成28年６月29日
匂　坂　圭　一	取締役専務執行役員 医薬営業担当	取締役常務執行役員 医薬営業担当	平成28年６月29日
榊　　潤　一	取締役常務執行役員 事業開発担当	取締役執行役員 事業開発担当	平成28年６月29日
青　木　　誠	取締役相談役	代表取締役副社長 社長補佐、業務全般担当	平成28年６月29日
唐　澤　　啓	取締役常務執行役員 研究、医薬開発担当兼研究本部長	取締役常務執行役員 研究、医薬開発担当	平成28年10月１日

⑵ 取締役および監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等

区　　分	人　　数	報 酬 等 の 額	摘　　要
取　締　役	12名	336百万円	
監　査　役	6名	59百万円	
計	18名	396百万円	

（注）1．上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬額は、平成26年６月27日開催の定時株主総会において年額550百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3．監査役の報酬額は、平成26年６月27日開催の定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。

② 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の概要および決定方法

1．取締役

取締役の報酬は、その総額を株主総会において定め、各取締役への配分は取締役会で決議された報酬基準に基づき、社外取締役を含む人事報酬委員会の意見を踏まえ取締役会において決定しております。

取締役の報酬は、月額報酬、当該年度冬季賞与ならびに次年度夏季賞与をもって構成しております。なお、賞与については、会社業績および各取締役の貢献度に基づいて変動いたします。また、社外取締役の報酬は、月額報酬をもって構成しております。

2．監査役

監査役の報酬はその総額を株主総会において定め、各監査役への配分は監査役の協議により決定しております。

監査役の報酬は、月額報酬、当該年度冬季賞与ならびに次年度夏季賞与をもって構成しております。なお、賞与については、会社業績および各監査役の貢献度に基づいて変動いたします。また、社外監査役の報酬は、月額報酬をもって構成しております。

なお、取締役および監査役の月額報酬の一定額は株価連動報酬として役員持株会に拠出して当社株式を継続的に取得し、取得した株式を原則在任期間中保有することとしております。

⑶ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役釘澤知雄は、オー・ジー株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

監査役小林哲也は、ソースネクスト株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	釘　澤　知　雄	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取　締　役	十　川　廣　國	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	渡　辺　　宏	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	小　林　哲　也	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	和　貝　享　介	平成28年６月29日就任以降開催された取締役会10回全てに出席し、また、同日就任以降開催された監査役会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

	人　　数	報酬等の額	摘　　要
社外役員の報酬等の総額	6名	34百万円	取締役２名、監査役４名

⑷ 執行役員の状況（取締役による兼務は除く、平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当
執行役員	宮地和浩	監査、企業倫理担当兼監査・企業倫理推進本部長
執行役員	高橋一郎	企画管理担当兼企画管理本部長兼人事部長
執行役員	加藤勝之	事業開発本部長
執行役員	高田和則	医薬営業本部長
執行役員	古迫正司	事業開発本部副本部長
執行役員	福地一雅	医薬営業本部副本部長
執行役員	川上裕	医薬開発本部副本部長
執行役員	鈴木茂治	製剤研究所長
執行役員	竹田雅好	経理部長

（注）１．執行役員鈴木茂治および竹田雅好は、平成28年６月29日付にて、就任いたしました。
２．平成29年４月１日付にて、次のとおり変更がありました。
執行役員　高橋　一郎　企画管理担当兼企画管理本部長
執行役員　鈴木　茂治　研究本部長

4．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

⑵ 会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査体制、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると判断される場合、その事実に基づき、監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性および専門性、ならびに監査活動の適切性、妥当性および効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

なお、監査役会は、上記方針に基づき、会計監査人の解任または不再任の検討を毎年実施いたします。

⑸ 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分の理由

・株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期および平成25年３月期における財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

5．業務の適正を確保するための体制

⑴　業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます）における業務の適正を確保するために必要な体制につき、以下のとおり構築・整備することといたします。

①　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社グループに適用される重要文書の管理に関する規程を制定し、これに従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする）を、関連資料とともに保管いたします。

（ⅰ）株主総会議事録
（ⅱ）取締役会議事録
（ⅲ）常務会議事録
（ⅳ）執行役員等を構成員とする会議の議事録
（ⅴ）経営政策に係る会議の議事録
（ⅵ）会計帳簿、計算書類等
（ⅶ）税務署その他官公庁、金融商品取引所に提出した書類の写
（ⅷ）その他、法令により作成が義務付けられている文書（上記に掲げるものを除く）、および上記に準ずる文書であって担当部門の長により決裁されるもの

②　当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社の取締役として、当社役職員を１名以上選任し、当該取締役は当該子会社の重要な職務の執行について報告を受け、監督を行います。

また、各子会社の経理、法務等の内部統制・管理業務の一部を当社が受託することにより、当該子会社の業務の内容および状況を正確に把握するよう努めます。

さらに、各子会社の決裁権限規程において、当該子会社の経営上の重要課題につき、当社の担当役員（執行役員。以下同じ）または当社の常務会もしくはグループ経営に係る会議における事前承認事項とすることを義務付ける等、その施策の適正さの確保に努めます。

③　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループに適用されるリスク管理規程を制定するとともに、各部門長および子会社社長等を委員とするリスク管理委員会を設置するなど、当社グループの事業経営全般に係る主要なリスクの管理体制を整備します。

また、当社監査部門が当社グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を担当役員等に報告します。

④　当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は社外取締役を構成員に含み、基本的に月１回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催いたします。

当社および各子会社の取締役会決議事項を含む重要課題については、必要に応じて経営政策に係る会議等で充分な議論を行ったうえで、毎週開催される当社の常務会およびグループ経営に係る会議の協議を経て意思決定を行います。

規程面につきましては、当社グループに適用される職務分掌規程等を制定、運用し、当社においては、これに則した決裁権限規程等を制定、運用するとともに、各子会社においても、同様の決裁権限規程等を制定、運用させ、効率性の確保に努めます。

また、当社および主要な子会社の役職員が共有する経営上の目標を策定し、その浸透をはかるとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標、効率的な達成の方法を定め、定期的にその結果を経営政策に係る会議において審議し、また執行役員および主要な子会社の社長を構成員とする会議において業務執行の報告と情報の共有化、効率化をはかり、効率性を阻害する要因の排除・低減に努めます。

⑤　当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、持田製薬グループ行動憲章を制定するとともに、当社社長を委員長とし社外の有識者も委員に加えた倫理委員会、各部門長および子会社社長等を委員とする倫理に関する実務委員会をはじめ、企業倫理担当部門等を設置するなど、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備し、教育を通じて当社グループの役職員の倫理観の涵養をはかります。

また、当社は、当社グループに適用される財務報告に係る内部統制規程を制定し、その運用を適切に行うことを通じて、財務報告の信頼性の確保に努めます。

さらに、当社は、反社会的勢力とは断固として対決する姿勢を堅持する旨を持田製薬グループ行動憲章に定め、当社グループとして反社会的勢力を排除する体制を整備します。

また、当社監査部門が当社グループにおけるコンプライアンス面の状況のモニタリングを行います。

さらに、法令上疑義のある行為等について当社グループの役職員が当社企業倫理担当部門、社外の弁護士等に対して直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置します。

⑥　監査役関係

（ⅰ）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役の求めに応じ、当社の監査役の職務を補助する使用人を配置することといたします。

（ⅱ）上記使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助する使用人は、当社の監査役が指示した補助業務についてはもっぱら当社の監査役の指揮命令に従うものとし、当社の取締役の指揮命令権は及ばないものとします。また、当該補助業務に専任する使用人の人事異動および他の職務を兼任する使用人の当該補助業務実施中の人事異動については、監査役会の同意を得ることといたします。

（ⅲ）当社の監査役への報告に関する体制

子会社担当役員を含む担当役員、監査部門等による当社の監査役への定期的な業務監査報告、監査役からの照会事項への担当役員からの回答等を行います。

また、当社企業倫理担当部門は当社の監査役に対し、当社グループの内部通報の取扱状況を定期的に、またその求めに応じ随時報告するほか、必要に応じ直ちに報告することといたします。

（ⅳ）上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底することといたします。

（ⅴ）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等に充てるため、毎年、監査役会の決議に基づく予算を設けることといたします。

（ⅵ）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、会計監査人および監査部門との連携をはかるとともに、代表取締役等との意見交換会を開催します。また、その求めがあった場合には、重要会議への出席、取締役会議事録等重要な会議の議事録の開示等に応じます。

制定：平成18年５月18日
改定：平成28年６月29日

⑵ 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

【重要な会議の開催状況】

当事業年度における当社の主な会議の開催状況は、以下のとおりです。

・取締役会：13回
・監査役会：15回
・常務会：52回
・グループ経営会議：15回
・執行役員会議：12回
・経営政策会議：100回
・リスク管理委員会：２回
・倫理委員会：１回

【グループ管理体制】

当社は、子会社取締役を兼任する役職員を通じて、子会社の業務執行の監督を行っております。また、子会社の経営上の重要課題については、当該子会社の決裁権限に基づき、当社の事前承認もしくは当社への報告を経て意思決定を行っております。そのほか、リスク管理委員会、執行役員会議、グループ経営会議等の子会社役職員を構成員に含む当社グループの横断的な会議体を設置する等、当社グループ全体の一体的な管理を可能とする体制を整備・運用しております。

【当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

「持田製薬グループリスク管理規程」に基づく全社的リスク管理体制を整備し、各本部長および子会社社長等を委員とするリスク管理委員会を設置し、原則年に２回リスク管理委員会を開催（当事業年度においても２回開催）、当社グループ全体のリスクのコントロールにつき検証を実施しその結果を当社取締役会に報告しております。なお、当社グループの主要なリスクの整備・運用状況について当社監査部が監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告しております。

【当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

当社グループはコンプライアンスの徹底策として、当社社長を委員長とし社外有識者も委員に加えた倫理委員会を原則年に１回開催（当事業年度においては３月に開催）するとともに、企業倫理推進室がコンプライアンス推進機能を担っております。また、当社グループの全ての役職員を対象に倫理研修を定期的に実施しており、法令上疑義のある行為等について当社グループの役職員が当社企業倫理推進室、社外の弁護士等に対して直接情報提供を行う手段として、企業倫理ヘルプライン窓口（内部通報窓口）を設置し、その運用状況については定期的に当社取締役会および監査役に報告することとしております。さらに、当社グループは、反社会的勢力を排除する体制として、新規取引先との契約締結に際しては、原則として反社会的勢力排除に関する契約を締結するほか、取引先全般に関し反社会的勢力との関係性の有無について調査を実施しております。また、当社監査部が当社グループにおけるコンプライアンス面の状況について定期的にモニタリングを行っております。

【監査役関係】

当社は、監査役の要請に基づき、監査役を補佐する専任のスタッフ２名を配置しております。また、取締役、子会社担当役員を含む担当役員、監査部門等により当社の監査役へ定期的な業務監査報告がなされ、監査役からの照会事項に対しては取締役および担当役員からの回答等がなされております。さらに、社外監査役３名を含む監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、事業所往査等を通じて、当社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を監査しております。監査役会は、会計監査人、監査部門、社外取締役等とそれぞれ定期的に会合を開催し連携をはかるほか、代表取締役との間で定期的に意見交換を実施し、監査の実効性を確保しております。

6．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます）の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、①当社および当社グループが大正２年の創業以来蓄積してきた研究開発・製造・販売等の各分野における専門知識・経験・ノウハウ、これらを担う従業員、当社および当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者との間に築かれた信頼関係、高品質な医薬品等の供給能力、良好な財務体質、その他の当社の企業価値の様々な源泉、②長期的な視野のもとに継続的かつ安定的に医薬品等の研究開発、高品質な医薬品等の製造販売、適正使用情報の提供・管理等を実施・推進することが不可欠であること等の当社および当社グループの事業特性を十分に理解し、上記①および②に基づく適切な経営方針、事業計画等の立案・実施を通じ、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の支配権の移転を伴う買付行為を受け入れるか否かを含め、当社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様により決定されるべきであると考えております。また、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報および当該買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

他方、当該買付行為の中には、株主に株式の売却を強要するおそれがあるもの、株主が当該買付行為を受け入れるか否かを検討し、当社取締役会が当該買付行為を評価検討し、必要に応じ当該買付者との間で条件改善について交渉し、代替案を提示するための十分な時間・情報が確保できないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものもあります。

当社は、このような買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

7．基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

⑴　中期経営計画等

当社は、大正２年の創業以来「先見的独創と研究」の理念を掲げ、独創的な医薬品の研究開発活動を中心とした総合健康関連企業を志向して参りました。当社がその企業価値を向上させるためには、医薬品等の研究開発、高品質な医薬品等の製造販売、適正使用情報の提供・管理等を長期的な視野のもとに継続的かつ安定的に実施・推進することが不可欠であり、大正２年の創業以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウおよび国内外の取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者との間に築かれた信頼関係等を適切に維持することが不可欠です。

平成29年４月3日に公表いたしました2017年度～2019年度の中期経営計画においては、研究・開発から製造・販売までのグループ総合力を結集して医療・健康ニーズに応え、持続的成長に向けて選択と集中を進め収益構造を再構築するという中期経営計画方針のもと、⑴　次世代の柱構築のための継続的な投資、⑵　選択と集中による、リソースの戦略的再配分、⑶　営業力強化による新薬等への注力の３点に重点的に取り組むことを表明し、企業価値の向上に努めております。

また、当社は、株主の皆様に適切な利益還元を行うことを重要な経営課題と捉えており、今後の成長戦略、収益状況等を総合的に判断して、内部留保の充実と利益還元のバランスを勘案しつつ、配当方針を決定して参ります。内部留保については、研究開発、設備投資、企業提携等に有効に活用して参ります。また、自己の株式の取得については、経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役会決議で実施できる体制をとっており、積極的に実施いたします。

⑵　コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実およびコンプライアンスの徹底を当社グループ全体の経営の軸としてステークホルダーの信頼と期待に応え、当社グループの企業価値の向上に努めております。当社は、コーポレート・ガバナンスの充実策の一環として、重要な経営課題については必要に応じて経営政策会議の充分な議論を行ったうえで、毎週開催される常務会およびグループ経営会議の協議を経て意思決定を行っております。また、当社取締役会は社外取締役を構成員に含み、その機能を経営意思決定と業務執行監督とに明確化し、経営意思決定と業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を導入しております。また、当社は、コンプライアンスの徹底策として、「持田製薬グループ行動憲章」を制定し、社外有識者を含めた倫理委員会を定期的に開催するとともに、企業倫理推進室を設置する等、コンプライアンス体制を整備し、当社グループの従業員を対象に倫理研修を定期的に実施しており、今後も継続してコンプライアンスの徹底に努めて参ります。更に、ＣＳＲ（企業の社会的責任）につきましては、各所轄部門において鋭意取り組み中でありますが、当社グループ全体の推進母体としてＣＳＲ推進委員会を設置しており、近年の社会的要請に更に応えて参ります。

8．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます））の概要

⑴ 本対応方針の目的

現状において、当社は主要な株主（当書類（事業報告）12ページご参照）とは良好な関係にあると共に、当社のPBR、安定株主比率等の指標は比較的高水準であるものの、これらの状況・指標は流動的であると共に、現在の法制度の下においては、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為がなされる可能性が否定できない状況にあると認識しております。本対応方針はこのような認識を踏まえ、上記６．に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして決定したものです。当社取締役会は、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者および行おうとする者を「大規模買付者」といいます）に際し、株主の皆様に対し必要かつ十分な情報が提供されるよう、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます）を定めることといたしました。大規模買付ルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えます。

（注１）特定株主グループとは、（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）または、（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

（注２）議決権割合とは、（ⅰ）特定株主グループが（注１）の（ⅰ）の場合には、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます）も加算するものとします）または、（ⅱ）特定株主グループが（注１）の（ⅱ）の

場合には、当該買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。なお、各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注３）株券等とは、金融商品取引法第27条の２第１項または同法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

⑵ 取締役会の判断の合理性・公正性を担保するための特別委員会の利用

① 特別委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および大規模買付ルールが遵守された場合でも大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として株式または新株予約権の発行、株式または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款により許容される措置（以下、「対抗措置」といいます）を発動するか否かについて、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、別紙１に概要を記載する特別委員会規則に従い、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役および社外監査役により構成される特別委員会を設置いたしました。特別委員会の当初の委員は、社外取締役２名および社外監査役１名といたしましたが、その略歴は、別紙２に記載のとおりです。

② 特別委員会への諮問、特別委員会の勧告の尊重

本対応方針に基づき当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、対抗措置の必要性および相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。大規模買付ルールが遵守された場合においても大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を発動するか否かについて、特別委員会が適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることを当社取締役会に対し勧告することができるものとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適時適切に株主の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

⑶ 大規模買付ルールの内容

① 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」を提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要および大規模買付ルールに従う旨の誓約の記載を要します。

② 大規模買付情報の提出

当社は、上記①の意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために提出されるべき必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます）のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、追加情報の提供を要請することがあります。なお、大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は、以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付情報は、速やかに特別委員会に提出すると共に、当社取締役会が株主の皆様の判断に必要であると判断した場合または適用ある法令、金融商品取引所規則等に従い株主の皆様に開示が必要であると判断した場合には、その全部または一部を開示いたします。

（ⅰ）大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合）組合員その他の構成員を含みます）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の経歴等、過去の企業買収の経緯およびその結果、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無および内容等に関する情報を含みます）

（ⅱ）大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性、買付完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その理由等を含みます）

（ⅲ）大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容

（ⅳ）買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびその算定根拠を含みます）

（ⅴ）買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金の提供者（実質的提供者を含みます）の名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます）

（ⅵ）大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策その他の計画
（ⅶ）大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠
（ⅷ）当社および当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
（ⅸ）反社会的勢力との関係に関する情報
（ⅹ）その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

③　当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には原則として最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には原則として最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として確保する必要があると考えております。但し、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、当該評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等に必要とされる合理的な範囲で、取締役会評価期間を30日間を限度として延長できるものとします。なお、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を開示いたします。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、また、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付情報を十分に評価検討し、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社取締役会としての意見を取りまとめ、株主の皆様に開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（当社取締役会が下記⑷②なお書に従い株主総会の決議を経ることを決定した場合には当該手続終了後）にのみ開始されるべきものとします。

⑷ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙３に記載のとおりです。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に留め、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が、例えば以下の（ⅰ）から（ⅷ）のいずれかに該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動することがあります。

（ⅰ）真に当社の経営に参加する意思なく、高値で当社株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合

（ⅱ）当社の経営を一時的に支配して、当社の事業上必要な資産（ノウハウ、営業秘密等を含む）、取引関係等を大規模買付者、そのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合

（ⅲ）当社の資産を大規模買付者、そのグループ会社等の債務の担保、弁済原資等として流用する目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合

（ⅳ）当社の経営を一時的に支配して、一時的な高配当をさせる目的または一時的高配当による株価の急上昇時に当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合

（ⅴ）強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず、２回目以降の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の買付けを行うことをいいます）等、事実上、当社株主に株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

（ⅵ）買付条件（買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法、大規模買付行為の実現可能性、買付後の経営方針・事業計画および買付後における当社の取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者に対する対応方針等を含みます）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適切と判断される場合

（ⅶ）大規模買付者による支配権取得により、当社株主をはじめ、取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者との関係その他の当社の企業価値の源泉を破壊すること等により、当社の企業価値の著しい毀損が予想され、または当社の企業価値の維持および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

（ⅷ）大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切と判断される場合

なお、当社取締役会は、特別委員会が上記⑵②に従い株主総会の決議を経ることを勧告した場合、または必要な時間等を勘案したうえ取締役会が善管注意義務に照らし株主総会の決議を経ることが適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることとします。

③　当社取締役会による再検討（対抗措置の発動の中止等）

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かについて決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じた場合には、改めて特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、対抗措置の発動、中止または変更に関する決定を行うことができます。この場合、特別委員会が必要と認める事項を含め、適時適切な開示を行います。

⑸　本対応方針の有効期間、変更および廃止

本対応方針の有効期間は、平成28年６月29日から平成31年６月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針は廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の改正、司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から必要と判断した場合には、特別委員会の承認を得たうえ、株主総会の承認の趣旨の範囲内で本対応方針を変更する場合があります。本対応方針の変更または廃止については、速やかに株主の皆様にお知らせします。

⑹　法令の改正等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、平成28年５月13日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設または改廃により、各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、当該条項または用語の意義等を適宜合理的に読み替えるものとします。

⑺ 株主および投資家の皆様に与える影響等

① 本対応方針が株主および投資家の皆様に与える影響等

本対応方針は、上記⑴に記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えます。

なお、上記⑷に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が法的または経済的に格別の損失を被る事態は想定しておりません。

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てを行う場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は引受けの申込みを要することなく、その保有する当社株式数に応じて当該新株予約権の割当てを受け、また当社が当該新株予約権の取得の手続をとることにより、当該新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込み、払込み等の手続は必要となりません。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適時適切な開示を行います。なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての中止または新株予約権の無償割当て後に当該新株予約権の無償取得（当社が当該新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は当該新株予約権を失います）を行う場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

9．上記７．および８．の取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことに関する取締役会の判断およびその理由

⑴　基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記７．に記載の当社の中期経営計画その他の取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。

従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

⑵　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）について

当社は、下記の理由により、本対応方針が基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

①　株主共同の利益の確保・向上の目的をもって決定されていること

本対応方針は、上記８．⑴に記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の株主共同の利益に資するものであると考えます。

②　合理的な客観的要件の設定

本対応方針における対抗措置は、上記８．⑷に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されない限り発動されないため、当社取締役会による恣意的な発動を防止する内容となっています。

③　株主の意思の尊重・反映

当社は平成28年６月29日開催の当社定時株主総会において本対応方針を議案としてお諮りし、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得ております。また、上記８．⑸に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本対応方針を廃止または変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で廃止または変更されることとされており、本対応方針に対する株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

④　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動の是非に関する実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様に開示いたしますので、当社の企業価値および株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運用が確保される仕組みとなっています。

⑤　デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

上記８．⑸に記載のとおり、本対応方針は、当社株主総会または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を１年とし、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

別紙１

特別委員会規則の概要

１．特別委員会の委員は３名以上とし、業務執行を行う当社経営陣から独立した当社社外取締役および当社社外監査役に該当する者から選任する（別紙２に記載の当初の委員を除き、当社取締役会が選任する）。

２．特別委員会の委員の任期は平成31年６月開催予定の定時株主総会の終結時までとする。当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会の委員が、当社社外取締役または当社社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く）には、特別委員会の委員としての任期も同時に終了する。

３．特別委員会は、次の①から③に定める事項について決定し、当該決定内容を理由を付して当社取締役会に対して勧告すると共に、本対応方針において特別委員会が行うことができると定められた事項を行う。なお、特別委員会の各委員および当社各取締役は、本対応方針に基づく判断、決定、勧告等にあたっては、専ら当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
①本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の是非
②本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の中止（当該新株予約権の無償取得を含む）
③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項

４．特別委員会は、大規模買付者に対し、提出された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報の提供を求めることができるものとする。また、特別委員会は、大規模買付情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見および根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報の提供を求めることができる。

５．特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、説明を求めることができる。

6．特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。

7．特別委員会の各委員および当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも必要に応じ特別委員会を招集することができる。

8．特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

特別委員会の委員の略歴

釘澤　知雄
【略歴】
昭和30年生まれ

昭和62年４月	弁護士
	現在に至る
	東京富士法律事務所入所
平成７年４月	同法律事務所パートナー
	現在に至る
平成17年４月	大宮法科大学院大学教授
平成18年６月	オー・ジー株式会社社外監査役
	現在に至る
平成24年６月	当社社外取締役
	現在に至る

十川　廣國
【略歴】
昭和17年生まれ

昭和60年４月	慶應義塾大学商学部教授
平成19年４月	慶應義塾大学名誉教授
	現在に至る
	成城大学イノベーション学部教授
平成25年４月	成城大学名誉教授
	現在に至る
	株式会社グローバルビジネス戦略総合研究所最高顧問
	現在に至る
平成27年６月	当社社外取締役
	現在に至る

渡辺　　宏

【略歴】

昭和16年生まれ

昭和39年 4 月	株式会社東京銀行入行
平成 4 年 6 月	同行取締役
平成 7 年 6 月	同行常務取締役
平成 8 年 4 月	株式会社東京三菱銀行常務取締役
平成12年 6 月	同行専務取締役
平成13年 4 月	株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ専務取締役
平成15年 6 月	旭硝子株式会社常勤監査役
平成21年 3 月	同社監査役退任
平成21年 6 月	当社社外監査役
	現在に至る

以　上

別紙３

新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

１．割当対象株主および割当方法

当社取締役会にて定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

３．割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における最終の当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

４．新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は当社普通株式１株当たり金１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

６．新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループや当該特定株主グループから新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲受けもしくは承継した者でないこと等を行使の条件として定める（詳細については、当社取締役会において別途定める）。

7．当社による新株予約権の取得

⑴　当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の行使が認められない者以外の者が所有する前営業日までに未行使の新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

⑵　当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

8．新株予約権の行使期間等

新株予約権の無償割当ての効力発生日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以　上

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**112,016**	**流動負債**	**30,269**
現金及び預金	46,308	支払手形及び買掛金	14,319
受取手形及び売掛金	30,439	電子記録債務	2,739
電子記録債権	354	未払法人税等	1,903
有価証券	7,999	賞与引当金	2,561
商品及び製品	14,058	その他の引当金	788
仕掛品	1,583	その他	7,956
原材料及び貯蔵品	5,621	**固定負債**	**6,233**
繰延税金資産	2,670	退職給付に係る負債	5,731
その他	2,980	その他	501
固定資産	**36,356**	**負債合計**	**36,502**
有形固定資産	**(15,009)**	**（純資産の部）**	
建物及び構築物	5,944	**株主資本**	**105,792**
機械装置及び運搬具	2,336	**資本金**	**7,229**
土地	5,772	**資本剰余金**	**1,871**
建設仮勘定	196	**利益剰余金**	**100,040**
その他	760	**自己株式**	**△3,349**
無形固定資産	**(410)**	**その他の包括利益累計額**	**6,076**
無形固定資産	410	その他有価証券評価差額金	6,256
投資その他の資産	**(20,935)**	退職給付に係る調整累計額	△179
投資有価証券	14,645	**純資産合計**	**111,869**
繰延税金資産	2,084		
その他	4,205		
資産合計	**148,372**	**負債純資産合計**	**148,372**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**97,349**
売上原価		**41,043**
売上総利益		**56,306**
返品調整引当金戻入額		4
差引売上総利益		**56,310**
販売費及び一般管理費		44,936
営業利益		**11,374**
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	199	
不動産賃貸料	67	
仕入割引	40	
その他	24	340
営業外費用		
支払利息	10	
支払手数料	36	
為替差損	15	
その他	4	66
経常利益		**11,648**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	64	64
税金等調整前当期純利益		**11,583**
法人税、住民税及び事業税	4,072	
法人税等調整額	△1,014	3,057
当期純利益		**8,526**
親会社株主に帰属する当期純利益		**8,526**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	7,229	1,871	96,598	△5,687	100,012	5,912	△995	4,917	104,929
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△2,730		△2,730				△2,730
親会社株主に帰属する当期純利益			8,526		8,526				8,526
自己株式の取得				△16	△16				△16
自己株式の処分		0		0	0				0
自己株式の消却		△0	△2,354	2,354	－				－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						343	815	1,159	1,159
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,442	2,338	5,780	343	815	1,159	6,939
当期末残高	7,229	1,871	100,040	△3,349	105,792	6,256	△179	6,076	111,869

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**99,291**	**流動負債**	**23,880**
現金及び預金	41,823	支払手形	69
電子記録債権	291	電子記録債務	702
売掛金	29,391	買掛金	12,324
有価証券	7,999	未払金	2,849
商品	13,331	未払費用	3,504
繰延税金資産	1,929	未払法人税等	1,130
前払費用	2,200	未払消費税等	9
その他	2,322	賞与引当金	2,208
固定資産	**40,240**	役員賞与引当金	40
有形固定資産	**(6,303)**	返品調整引当金	16
建物	1,854	売上割戻引当金	525
構築物	58	販売促進引当金	120
機械及び装置	79	設備関係支払手形	2
工具器具及び備品	545	営業外電子記録債務	40
土地	3,735	その他	335
建設仮勘定	25	**固定負債**	**5,225**
その他	4	退職給付引当金	4,916
無形固定資産	**(326)**	その他	309
ソフトウェア	295	**負債合計**	**29,106**
その他	30	**（純資産の部）**	
投資その他の資産	**(33,611)**	**株主資本**	**104,169**
投資有価証券	14,645	**資本金**	**7,229**
関係会社株式	9,526	**資本剰余金**	**1,871**
関係会社長期貸付金	3,826	資本準備金	1,871
長期前払費用	3,480	**利益剰余金**	**98,418**
繰延税金資産	1,627	利益準備金	1,807
その他	701	その他利益剰余金	96,610
貸倒引当金	△196	別途積立金	84,400
		繰越利益剰余金	12,210
		自己株式	**△3,349**
		評価・換算差額等	**6,256**
		その他有価証券評価差額金	**6,256**
		純資産合計	**110,426**
資産合計	**139,532**	**負債純資産合計**	**139,532**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**91,363**
売上原価		**41,513**
売上総利益		**49,850**
返品調整引当金繰入額		4
差引売上総利益		**49,846**
販売費及び一般管理費		41,365
営業利益		**8,480**
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	1,379	
不動産賃貸料	81	
関係会社貸倒引当金戻入額	317	
その他	20	1,852
営業外費用		
支払利息	4	
支払手数料	36	
為替差損	19	
その他	1	61
経常利益		**10,272**
特別利益		
関係会社清算益	1,041	
固定資産売却益	0	1,041
特別損失		
固定資産除売却損	58	58
税引前当期純利益		**11,255**
法人税、住民税及び事業税	3,085	
法人税等調整額	△695	2,389
当期純利益		**8,865**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
						別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	7,229	1,871	－	1,871	1,807	80,400	12,429	94,636	△5,687	98,050	5,912	103,963
事業年度中の変動額												
別途積立金の積立						4,000	△4,000	－		－		－
剰余金の配当							△2,730	△2,730		△2,730		△2,730
当期純利益							8,865	8,865		8,865		8,865
自己株式の取得									△16	△16		△16
自己株式の処分			0	0					0	0		0
自己株式の消却			△0	△0			△2,354	△2,354	2,354	－		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											343	343
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	4,000	△218	3,781	2,338	6,119	343	6,463
当期末残高	7,229	1,871	－	1,871	1,807	84,400	12,210	98,418	△3,349	104,169	6,256	110,426

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

持田製薬株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢崎弘直　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　冨田哲也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、持田製薬株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、持田製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

持田製薬株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢　崎　弘　直　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　冨　田　哲　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、持田製薬株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から金融庁の行政処分に関する改善計画及びその進捗状況等について報告を受け、監査品質等について説明を求め検証しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月10日

持田製薬株式会社　監査役会

常勤監査役　小　川　　洋 ㊞
常勤監査役　稲　垣　　隆 ㊞
監　査　役　渡　辺　　宏 ㊞
監　査　役　小　林　哲　也 ㊞
監　査　役　和　貝　享　介 ㊞

（注）　監査役渡辺宏、監査役小林哲也及び監査役和貝享介は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、今後の成長戦略および収益状況等を総合的に判断して、内部留保の充実と利益還元のバランスを勘案しつつ、配当方針を決定しておりますが、当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき100円（中間配当金55円を含め、当期の配当金は１株につき155円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,985,355,300円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　4,000,000,000円

②　減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　4,000,000,000円

第２号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	持田　直幸（もちだ　なおゆき） （昭和33年８月６日生）	昭和56年４月　当社入社 昭和61年５月　米国インディアナ大学経営大学院修了 昭和63年４月　味の素㈱入社 平成３年４月　当社入社 平成９年６月　当社取締役 平成10年１月　当社専務取締役 平成11年１月　当社代表取締役社長 現在に至る 平成22年４月　公益財団法人持田記念医学薬学振興財団 副理事長 平成28年６月　公益財団法人持田記念医学薬学振興財団 理事長 現在に至る	597,600株
	【取締役候補者とした理由】 持田直幸氏は、当社の代表取締役として経営を担い、豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	坂田　中（さかた　ちゅう） （昭和34年12月28日生）	昭和57年４月　㈱三菱銀行入行 平成21年２月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行中近東総支配人 平成23年６月　当社顧問 平成23年６月　当社取締役執行役員 当社企画管理副担当 平成24年６月　当社企画管理担当兼企画管理本部長 平成25年６月　当社取締役常務執行役員 平成28年６月　当社代表取締役専務取締役専務執行役員 現在に至る 当社企画管理、監査、企業倫理管掌 現在に至る	2,600株
	【取締役候補者とした理由】 坂田　中氏は、金融機関における豊富な経験と実績に加え、当社の代表取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	匂坂圭一 (昭和32年7月26日生)	昭和55年４月　当社入社 平成15年４月　当社首都圏支店長 平成17年４月　当社東京支店長 平成19年６月　当社執行役員 平成20年４月　当社医薬営業本部副本部長 平成21年６月　当社医薬営業本部長 平成22年６月　当社取締役執行役員 平成25年６月　当社取締役常務執行役員 当社医薬営業担当兼医薬営業本部長 平成27年４月　当社医薬営業担当 現在に至る 平成28年６月　当社取締役専務執行役員 現在に至る	4,500株
	【取締役候補者とした理由】 匂坂圭一氏は、当社の医薬営業部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	河野洋一 (昭和31年5月18日生)	昭和54年４月　当社入社 平成13年４月　当社研開本部長 平成13年10月　当社執行役員 平成14年６月　当社取締役執行役員 平成18年４月　当社医薬開発、市販後調査、事業開発担当 平成19年６月　当社取締役常務執行役員 現在に至る 平成21年６月　当社事業開発、持田製薬工場担当兼 事業開発本部長 平成23年４月　当社持田製薬工場、持田ヘルスケア、持田インターナショナル、テクノネット担当 平成26年５月　当社持田製薬工場、持田ヘルスケア、持田インターナショナル、テクノネット、テクノファイン担当 平成28年４月　当社持田製薬工場、持田ヘルスケア、テクノネット、テクノファイン担当 現在に至る	6,300株
	【取締役候補者とした理由】 河野洋一氏は、当社の研究開発部門、事業開発部門等における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5	榊（さかき） 潤一（じゅんいち） （昭和35年10月23日生）	平成５年３月　チバガイギー㈱入社 平成17年７月　ノバルティスファーマ㈱研究戦略アライアンス担当部長 平成18年12月　万有製薬㈱つくば研究所化学研究部ディレクター 平成21年７月　当社入社 当社研究企画推進部長 平成22年４月　当社創薬研究所長 平成24年６月　当社執行役員 当社事業開発本部副本部長 平成26年６月　当社取締役執行役員 当社事業開発担当 現在に至る 平成28年６月　当社取締役常務執行役員 現在に至る	1,200株
	【取締役候補者とした理由】 榊　潤一氏は、同業他社の研究部門、当社の研究部門および事業開発部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	中村（なかむら） 浩（ひろし） （昭和31年５月２日生）	昭和54年４月　当社入社 平成11年７月　当社医薬審査・申請部長 平成20年４月　当社信頼性保証本部副本部長 平成21年４月　当社信頼性保証本部長 平成21年６月　当社執行役員 平成24年６月　当社取締役執行役員 現在に至る 平成26年６月　当社信頼性保証担当兼信頼性保証本部長 現在に至る	1,800株
	【取締役候補者とした理由】 中村　浩氏は、当社の信頼性保証部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>水口（みずぐち）　清（きよし）
（昭和33年1月14日生）</td><td>昭和57年４月　当社入社
平成15年４月　当社開発研究所長
平成22年４月　当社医薬開発部長
平成24年６月　当社執行役員
当社医薬開発本部長
現在に至る
平成27年６月　当社取締役執行役員
現在に至る</td><td>500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
水口　清氏は、当社の医薬開発部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>青木（あおき）　誠（まこと）
（昭和23年3月11日生）</td><td>昭和45年４月　㈱三菱銀行入行
平成10年６月　㈱東京三菱銀行取締役
平成12年６月　当社常務取締役
平成12年10月　当社財務、経理、公正取引推進、薬事監査、子会社担当
平成13年10月　当社取締役常務執行役員
平成14年６月　当社代表取締役専務取締役専務執行役員
平成24年６月　当社社長補佐、業務全般担当
平成25年６月　当社代表取締役副社長
平成28年６月　当社取締役相談役
現在に至る</td><td>13,700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
青木　誠氏は、金融機関における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
※9	高橋一郎（たかはし いちろう） (昭和32年8月7日生)	昭和55年４月　当社入社 平成21年４月　当社業務部長 平成22年６月　当社法務部長 平成25年４月　当社総務部長 平成25年６月　当社執行役員 現在に至る 平成26年６月　当社企画管理本部長兼総務部長 平成27年４月　当社企画管理本部長兼人事部長 平成28年６月　当社企画管理担当兼企画管理本部長兼人事部長 平成29年４月　当社企画管理担当兼企画管理本部長 現在に至る	500株
	【取締役候補者とした理由】 高橋一郎氏は、当社の医薬営業部門および企画管理部門における豊富な経験と実績を有し、高い見識と能力に基づき、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。		
10	釘澤知雄（くぎさわ ともお） (昭和30年5月23日生)	昭和62年４月　弁護士 現在に至る 東京富士法律事務所入所 平成７年４月　同法律事務所パートナー 現在に至る 平成17年４月　大宮法科大学院大学教授 平成18年６月　オー・ジー㈱社外監査役 現在に至る 平成24年６月　当社取締役 現在に至る	800株
	【社外取締役候補者とした理由】 釘澤知雄氏は、弁護士として企業法務に精通し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映いただいており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
11	十川 廣國（そがわ ひろくに） （昭和17年11月４日生）	昭和60年４月　慶應義塾大学商学部教授 平成11年10月　慶應義塾大学商学部長 平成19年４月　慶應義塾大学名誉教授 現在に至る 成城大学イノベーション学部教授 平成25年４月　成城大学名誉教授 現在に至る ㈱グローバルビジネス戦略総合研究所最高顧問 現在に至る 平成27年６月　当社取締役 現在に至る	200株
	【社外取締役候補者とした理由】 十川廣國氏は、経営学を専門とする大学教授として豊富な専門知識と経験を有しており、経営に関する高い見識を当社の経営に反映いただいており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
３．釘澤知雄および十川廣國の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認可決され、社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
４．釘澤知雄氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はなく、十川廣國氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記【社外取締役候補者とした理由】から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
５．釘澤知雄および十川廣國の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって釘澤知雄氏は５年、十川廣國氏は２年となります。
６．当社は、釘澤知雄氏および十川廣國氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認可決された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役稲垣　隆および渡辺　宏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
※1	橋本好晴（はしもとよしはる） （昭和38年１月23日生）	昭和60年４月　㈱三菱銀行入行 平成21年１月　㈱三菱東京UFJ銀行四谷支社長 平成23年５月　同行大阪営業本部大阪営業第二部長 平成25年６月　シャープ㈱事業開発部長 平成28年６月　三菱UFJキャピタル㈱常勤監査役 平成29年６月　同社退社（予定）	－株
	【監査役候補者とした理由】 橋本好晴氏は、金融機関における豊富な経験と実績、企業における常勤監査役の経験と実績を有し、高い見識に基づき、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、本総会終結後に開催される監査役会において常勤監査役として選定される予定であります。		
2	渡辺宏（わたなべひろし） （昭和16年１月14日生）	昭和39年４月　㈱東京銀行入行 平成４年６月　同行取締役 平成７年６月　同行常務取締役 平成８年４月　㈱東京三菱銀行常務取締役 平成12年６月　同行専務取締役 平成13年４月　㈱三菱東京フィナンシャル・グループ専務取締役 平成15年６月　旭硝子㈱常勤監査役 平成21年６月　当社監査役 現在に至る	800株
	【社外監査役候補者とした理由】 渡辺　宏氏は、金融機関における豊富な経験と実績、企業における常勤監査役の経験と実績を有することに加え、高い見識に基づき、当社監査役としての職務を適切に遂行いただいており、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各監査役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
３．渡辺　宏氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認可決され、社外監査役に就任した場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
４．渡辺　宏氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。

5．当社は、渡辺　宏氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認可決された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
6．橋本好晴氏は、平成29年６月当社に入社予定であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

弘　　済　　会　　館　４階
東京都千代田区麹町五丁目１番地
ＴＥＬ　03－5276－0333（代表）

交　通
・ＪＲ中央線・総武線……四ツ谷駅（麹町口）から徒歩約５分
・東京メトロ丸ノ内線……四ツ谷駅（出口１　麹町方面）から徒歩約５分
・東京メトロ南北線……四ツ谷駅（出口３　四ツ谷口）から徒歩約５分
・東京メトロ有楽町線……麹町駅（出口２）から徒歩約５分



UD FONT　見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC　ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK